

厚生年金加入督促を強化 3/29 飲食・理容も対象

厚労省方針

厚生労働省は来年度から厚生年金に加入していない企業への督促対策を強化する。保健所などの窓口で事業許可の申請に際して加入状況を確認する対象業種に飲食業と理容業を加える。未加入の場合は日本年金機構に通報する。国税庁から納税情報の提供を受ける回数も年2回から大幅に増やす。厚生年金の加入を促し、老後の生活の安定につなげる。

すでに厚労省は国土交通省と協力し、建設業の許可・更新時に社会保険の加入状況を確認する取り組みを進めている。指導しても加入しない場合は年金機構に通報し、機構が個別に訪問して加入を促している。今回は取り組みの対象を飲食業や理容業にも広げる。両業種は他業種に比べて厚生年金の加入が進んでいないため、対策を強化する。

厚労省と年金機構は国税庁から源泉徴収義務がある企業の情報提供を受け、厚生年金の未加入

企業の調査を進めている。現在は年2回だが、来年度から大幅に増やす。29日に開く社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）の部会でこうした対策の内容を示す。厚生年金の適用事業所数は大幅に増えている。

この5年間で約50万事業所が新たに加入し、昨年9月末時点で初めて200万事業所を超えた。未加入業者への対応は進んでいるが、年間10万件規模で増える新設の事業所の加入促進対策が課題になっていた。